

令和2年5月13日

各部局等の長 殿

理事・事務局長 関 靖 直

発熱等の症状がある職員（北海道大学病院及び子どもの園保育園に勤務する者を除く）の就業上の取扱いについて（通知）

国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日）」において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、国民及び企業に対して、様々な取組が求められているところ、今般、新型コロナウイルス感染症専門家会議の議論を踏まえ、令和2年5月8日付けで新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安が改訂されたことに伴い、発熱等の症状がある職員（北海道大学病院及び子どもの園保育園に勤務する者を除く）の就業上の取扱いについて、当分の間、下記のとおりとしますので、貴部局等に所属する職員に周知願います。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、本通知についても必要に応じて見直しを行う場合がありますことを申し添えます。

おって、令和2年5月12日をもって、「発熱等の症状がある職員（北海道大学病院及び子どもの園保育園に勤務する者を除く）の就業上の取扱いについて（令和2年3月13日理事・事務局長通知）」は廃止します。

記

1. 対象者

次のいずれかに該当する者のうち、「帰国者・接触者相談センター」へ相談し、同センターが指定する医療機関への受診を勧められた者又は行政機関が設置するPCR検査センターでの検査を勧められた者

- ① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ② 重症化しやすい者（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※ 基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）など）がある者や透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている者
- ③ 上記①及び②以外の者で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合（解熱剤などを飲み続けなければならない場合を含む。）

2. 就業上の取扱い

(1) 就業禁止

上記1. に該当する職員については、当該職員からの申出に基づき「就業禁止」とする。

(2) 就業禁止の期間

帰国者・接触者相談センターが指定する医療機関への受診を勧められた日又は行政機関が設置するPCR検査センターでの検査を勧められた日から、医療機関又はPCR検査センターでの検査により新型コロナウイルス感染症に罹患していないことが明らかとなった日又は症状が喪失した日のいずれか遅い日までとする。

(3) 大学への報告

上記1. に該当する職員は、別記様式の記載事項について、電話又は電子メールの方法により、所属部局の人事担当者に報告すること。

また、報告を受けた人事担当者は、総務企画部人事課厚生労務室(労務管理担当)に対して別記様式をパスワード設定のうえ、電子メールの方法により報告すること。

なお、別記様式の記載事項は、機微な個人情報であることから、国立大学法人北海道大学個人情報管理規程(平成17年海大達第65号)に則り、適正に管理すること。

3. 就業禁止期間中の給与

国立大学法人北海道大学職員給与規程(平成16年海大達第93号)その他の関係規程に基づき、基本給等の減額は行わない。ただし、90日を超えて引き続き勤務しないときを除く。

〔参考〕国立大学法人北海道大学職員就業規則(平成16年海大達第85号)

(就業禁止)

第52条 大学は、職員が次の各号の一に該当する場合には、就業を禁止することがある。

(1) 伝染のおそれのある病人、保菌者及び保菌のおそれのある場合

(2) 労働のため病勢が悪化するおそれのある場合

(3) 前各号に準ずる場合

2 前項に該当する場合は、直ちに所属長に届け出て、その指示に従わなければならない。

報 告 書 (発熱等症状者)

令和 年 月 日報告

所 属 部 局	
職 名	
氏 名	

① 職員からの報告日	令和 年 月 日
② 医療機関への受診を勧められた日又はPCR検査センターでの検査を勧められた日	令和 年 月 日
③ 受診医療機関及び受診日又はPCR検査センターでの検査受検日	医療機関名： 受 診 日：令和 年 月 日
	検査受検日：令和 年 月 日
④ 現在の状況	
⑤ 発熱等の症状の現れた日	令和 年 月 日
⑥ 今後の見通し等に係る医師、行政機関等の所見	